

取扱注意 ※国の手引きに基づき算出した数値のため参考としてお考え下さい。

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出の考え方

1 量の見込みの算出の考え方

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業は、次のとおり分類され、アンケート調査に基づき、それぞれ「量の見込み」を算出しました。

(1) 教育・保育

	対象年齢	量の見込みの算出項目		対象家庭
1	3～5歳	1号認定	3～5歳	専業主婦（夫）家庭 短時間就労家庭 など
2		2号認定	教育希望が強い 上記以外	ひとり親家庭又は共働き家庭で教育希望が強い家庭
3	0～2歳	3号認定	0歳 1歳 2歳	ひとり親家庭 共働き家庭

(2) 地域子ども・子育て支援事業

	量の見込みの算出項目		対象児童	対象家庭
1	利用者支援事業			すべての家庭
2	時間外保育事業（延長保育事業）		0～5歳	ひとり親家庭 共働き家庭
3	放課後児童健全育成事業		1～6年生	ひとり親家庭 共働き家庭
4	子育て短期支援事業 （子育て家庭ショートステイ事業）		0～5歳 1～6年生	すべての家庭
5	乳児家庭全戸訪問事業			生後4か月までの乳児がいる全ての家庭
6	養育支援訪問事業			事業を必要とする家庭
7	地域子育て支援拠点事業		0～2歳	すべての家庭
8	一時預かり事業	幼稚園型	3～5歳	幼稚園等利用家庭
		幼稚園型を除く	0～5歳	すべての家庭
9	病児保育事業		0～5歳 1～6年生	ひとり親家庭 共働き家庭
10	子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）		1～6年生	すべての家庭
11	妊婦健康診査			すべての妊婦
12	産後ケア事業			すべての産婦
13	子育て世帯訪問支援事業			すべての家庭
14	児童育成支援拠点事業			すべての家庭
15	親子関係形成支援事業			すべての家庭
16	こども誰でも通園制度		0～2歳	すべての家庭

取扱注意 ※国の手引きに基づき算出した数値のため参考としてお考え下さい。

「量の見込み（ニーズ量）」の推計方法は、全国共通の算出方法が国から示されており、下記のフローとなっています。詳細の算出方法は、事業によって様々ですが、共通の考え方として、対象となる家庭を類型化（フルタイム、パート・アルバイト、未就労等）し、それぞれアンケート調査結果から“事業の利用意向率”を算出し、将来の児童数を掛け合わせることで“ニーズ量”を算出しています。

〔ステップ1〕

～家庭類型の算出～
アンケート回答者の就労状況でタイプ进行分类します。

8つの家庭類型に分類します。

〔ステップ2〕

～潜在家庭類型の算出～
ステップ1の家庭類型からさらに、保護者の今後1年以内の就労意向を反映させてタイプ进行分类します。

市民ニーズに対応できるよう、潜在家庭類型でアンケート回答者の教育・保育のニーズを把握することがポイントです。

○現在パート・アルバイト等で就労している母親のフルタイムへの転換希望

○現在就労していない母親の就労希望

〔ステップ3〕

～潜在家庭類型別の将来児童数の算出～
人口推計を算出し、各年度の将来児童数と潜在家庭類型別の割合を掛け合わせます。

〔ステップ4〕

～事業やサービス別の対象となる児童数の算出～
事業やサービス別に定められた家庭類型等に潜在家庭類型別の割合に将来児童数を掛け合わせます。

例えば、病児保育事業や放課後児童健全育成事業等は保育を必要とする家庭に限定されています。

〔ステップ5〕

～利用意向率の算出～
事業やサービス別に、利用希望者数を回答者数で割ります。

〔ステップ6〕

～ニーズ量の算出～
事業やサービス別に、対象となる児童数に利用意向率を掛け合わせます。

将来児童数を掛け合わせることで、令和7年度から令和11年度まで各年ごとのニーズ量を算出します。

上記ステップに基づき、ニーズ量を算出していますが、直近の実績値との乖離が生じている場合等については補正を行い、量の見込みを確定させています。

取扱注意 ※国の手引きに基づき算出した数値のため参考としてお考え下さい。

【家庭類型について】

特定教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業のニーズ量を把握するためには、1・2・3号の認定区分にそれぞれどれだけの家庭が該当するか想定することが必要です。

そのためにアンケート調査結果から、対象となる子どもの父母の有無、就労状況からタイプAからタイプFの8種類の類型化を行います。

類型化した区分を「家庭類型」と言い、“現在の家庭類型”と、母親の就労希望を反映させた“潜在的な家庭類型”の種類ごとに算出します。

父親 \ 母親		ひとり親	フルタイム 就労 (産休・育 休含む)	パートタイム就労 (産休・育休含む)			未就労
				120 時間 以上	120 時間未 満 60 時間以上	60 時間 未満	
ひとり親		タイプ A					
フルタイム就労 (産休・育休含む)			タイプ B	タイプ C	タイプ C'		タイプ D
パートタ イム就労 (産休・ 育休含 む)	120 時間以上		タイプ C	タイプ E	タイプ E'		
	120 時間未満 60 時間以上		《保育の必要性あり》				
	60 時間未満		タイプ C'	《保育の必要性なし》			
未就労			タイプ D				タイプ F

タイプA : ひとり親家庭 (母子又は父子家庭)

タイプB : フルタイム共働き家庭 (両親ともフルタイムで就労している家庭)

タイプC : フルタイム・パートタイム共働き家庭 (就労時間: 月 120 時間以上 + 下限時間～120 時間の一部)

タイプC' : フルタイム・パートタイム共働き家庭 (就労時間: 月 下限時間未満 + 下限時間～120 時間の一部)

タイプD : 専業主婦 (夫) 家庭

タイプE : パートタイム共働き家庭 (就労時間: 双方が月 120 時間以上 + 下限時間～120 時間の一部)

タイプE' : パートタイム共働き家庭 (就労時間: いずれかが月 下限時間未満 + 下限時間～120 時間の一部)

タイプF : 無業の家庭 (両親とも無職の家庭)

※育児・介護休業中の方もフルタイムで就労しているとみなして分類しています。

取扱注意 ※国の手引きに基づき算出した数値のため参考としてお考え下さい。

2 人口推計

住民基本台帳による令和6年4月1日の男女・各歳別人口を基準とし、コーホート変化率法（同じ年に生まれた人々の集団「コーホート」について、過去における人口動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法）により、令和7年から11年までの推計を行いました。結果は以下のとおりです。

年齢	推計				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	1,171人	1,136人	1,110人	1,087人	1,065人
1歳	1,206人	1,205人	1,168人	1,142人	1,117人
2歳	1,244人	1,206人	1,205人	1,168人	1,142人
3歳	1,314人	1,254人	1,215人	1,214人	1,177人
4歳	1,424人	1,315人	1,255人	1,216人	1,215人
5歳	1,396人	1,425人	1,315人	1,256人	1,217人
6歳	1,396人	1,394人	1,423人	1,313人	1,254人
7歳	1,481人	1,394人	1,392人	1,421人	1,311人
8歳	1,443人	1,479人	1,392人	1,390人	1,419人
9歳	1,519人	1,440人	1,476人	1,389人	1,387人
10歳	1,576人	1,517人	1,438人	1,474人	1,387人
11歳	1,636人	1,577人	1,518人	1,438人	1,475人
合計	16,806人	16,342人	15,907人	15,508人	15,166人

※人口推計については、各地区の見込みを含めて調整中のため、今後変動する場合があります。

取扱注意 ※国の手引きに基づき算出した数値のため参考としてお考え下さい。

3 教育・保育の量の見込み

○算出の考え

- ・アンケート調査による今後の教育・保育サービスの利用意向に基づき算出しました。

国手引き		1号	2号		3号		
		3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要		0歳から2歳保育が必要		
			教育希望が 強い	左記以外	0歳	1歳	2歳
ニーズ量	令和7年度	930人	133人	2,534人	753人	743人	747人
	令和8年度	897人	129人	2,453人	729人	740人	723人
	令和9年度	850人	120人	2,328人	711人	716人	720人
	令和10年度	826人	117人	2,270人	696人	697人	698人
	令和11年度	808人	115人	2,225人	681人	683人	680人

4 地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援事業

○算出の考え

- ・実績に基づき算出しました。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施箇所数	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所

(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

○算出の考え

- ・アンケート調査による長時間保育の利用意向に基づき算出しました。

国手引き	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニ ー ズ 量	961人	935人	901人	878人	859人

取扱注意 ※国の手引きに基づき算出した数値のため参考としてお考え下さい。

(3) 放課後児童健全育成事業

○算出の考え

- ・アンケート調査による就学児童の放課後児童クラブの利用意向に基づき算出しました。

国手引き	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニ ー ズ 量 (低学年)	1,057 人	1,043 人	1,040 人	1,008 人	962 人
ニ ー ズ 量 (高学年)	112 人	108 人	108 人	106 人	103 人

(4) 子育て短期支援事業（子育て家庭ショートステイ事業）

○算出の考え

- ・アンケート調査による宿泊を伴う一時的な預かりの利用意向に基づき算出しました。

(年間延べ日数)					
国手引き	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニ ー ズ 量	4,866 人日	4,731 人日	4,560 人日	4,444 人日	4,350 人日

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

○算出の考え

- ・人口推計値の各年の0歳児人口数として算出しました。

量の見込み	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
推 計 値	1,171 人	1,136 人	1,110 人	1,087 人	1,065 人

(6) 養育支援訪問事業

○算出の考え

- ・新生児数（0歳人口推計）の見込みと実績に基づき算出しました。

量の見込み	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニ ー ズ 量	55 人	54 人	53 人	51 人	50 人

取扱注意 ※国の手引きに基づき算出した数値のため参考としてお考え下さい。

(7) 地域子育て支援拠点事業

○算出の考え

- ・アンケート調査による地域子育て支援拠点事業の利用意向に基づき算出しました。

※子育て支援センターにおける地域子育て支援拠点事業以外の利用意向も含まれる。

(年間延べ人数)					
国手引き	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量	58,363 人日	57,170 人日	56,138 人日	54,752 人日	53,576 人日

(8) 一時預かり事業

○算出の考え

- ・アンケート調査による一時的な預かりの利用意向に基づき算出しました。

【幼稚園型】

(年間延べ人数)					
国手引き	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量	69,482 人日	67,129 人日	63,616 人日	61,952 人日	60,658 人日

【幼稚園型を除く】

(年間延べ人数)					
国手引き	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量	40,603 人日	39,515 人日	38,165 人日	37,197 人日	36,408 人日

(9) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

○算出の考え

- ・アンケート調査による子どもが病気になった際等の対応における利用意向に基づき算出しました。

(年間延べ人数)					
国手引き	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量 (就学前)	11,873 人日	11,545 人日	11,127 人日	10,844 人日	10,615 人日
ニーズ量 (小学生)	7,266 人日	7,066 人日	6,936 人日	6,764 人日	6,610 人日

取扱注意 ※国の手引きに基づき算出した数値のため参考としてお考え下さい。

(10) 子育て援助活動支援事業

○算出の考え

- ・アンケート調査によるファミリー・サポート・センターの利用意向に基づき算出しました。

国手引き	(年間延べ人数)				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニ ー ズ 量	1,940 人日	1,887 人日	1,819 人日	1,773 人日	1,736 人日

(11) 妊婦健康診査

○算出の考え

- ・量の見込みは0歳の推計人口を、回数は各年度の0歳の人数×14回で算出しました。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニ ー ズ 量	1,171 人	1,136 人	1,110 人	1,087 人	1,065 人
妊婦健康診査 受診延回数	16,394 回	15,904 回	15,540 回	15,218 回	14,910 回

取扱注意 ※国の手引きに基づき算出した数値のため参考としてお考え下さい。

(12) 産後ケア事業（新規事業）

出産後の心身ともに不安定な時期にあって、育児支援を特に必要とする母子を対象に、心身のケアや育児のサポート等を行い、安心して子育てができる支援体制を確保するとともに児童虐待防止につなげることを目的とする事業です。

(13) 子育て世帯訪問支援事業（新規事業）

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。

(14) 児童育成支援拠点事業（新規事業）

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする事業です。

(15) 親子関係形成支援事業（新規事業）

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。

(16) こども誰でも通園制度（新規事業）

親の就労状況にかかわらず、時間単位などで子どもを保育所に預けられるようにする制度です。

令和8年度から給付制度化される予定です。